

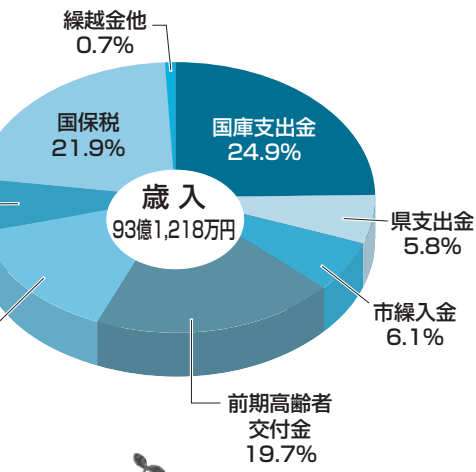
わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

国保加入世帯 13,001世帯
 国保加入者数 23,370人
(平成25年12月31日現在)
 お問い合わせ先
 保険課
 ☎1116

歳入・歳出の内容は

平成24年度の歳入合計は、93億1,218万円で前年比105・5%になりました。歳入の内訳は、国・県支出金が30・7%、前期高齢者交付金が19・7%で歳入の半分以上を占めています。一方、歳入の重要な財源である国保税の占める割合は、昨年の23・2%から下がり、21・9%にまで落ち込みました。



国保マスコット 健康まもるくん

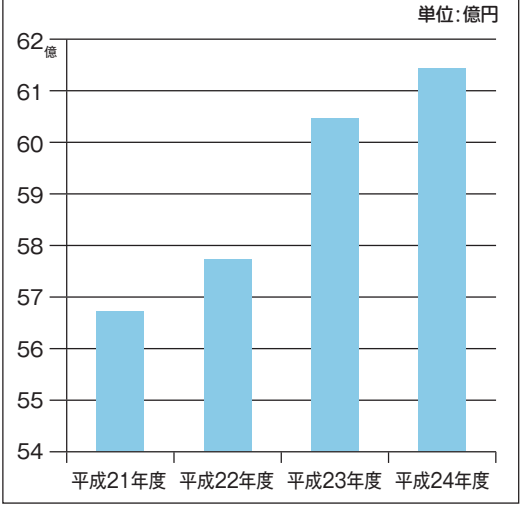
増え続ける医療費と減少する国保税収入

国民健康保険制度は、もとも社会保険に加入できない自営業者や農林水産業従事者等の保険として発足しました。しかし、近年、その構成は大

保険給付費の推移 (単位:千円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
5,688,036	5,782,711	6,043,705	6,147,212

保険給付費

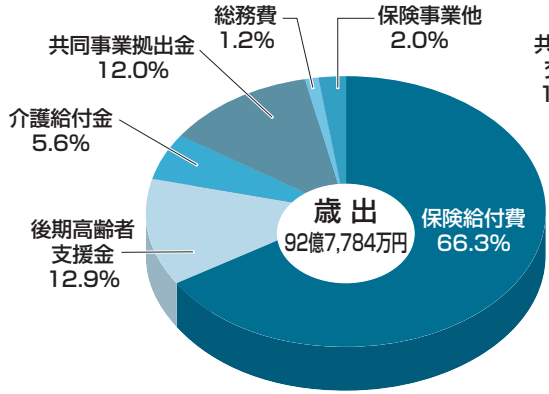


幅に変化しています。自営業者等の占める割合は減少し、年金受給者や病気退職、解雇等による無職者の割合が高くなっています。これらの人々は、高齢や病気により医療機関にかかる機会が多く、医療費増加の一因になっています。また、これらの人の収入は、年金や無収入であることが多く、大きな保険税負担は見込めない状況です。このように、医療費が増加しても保険税はその伸びにつ

いていけないという構造上の問題点があり、繰入金による赤字補填(法定外繰入金)で何とか財政を維持している状況です。

平成20年度から5年間の法定外繰入金は、総額21億円を超えています。平成25年度には平成23年度に続き、2度目の税率改定を行いました。税金の基になる所得が伸び悩んでいるため、本市の国民健康保険財政は依然として厳しい状況にあります。

平成24年度 国民健康保険決算状況



引き続き医療費の抑制にご協力をお願いします

①医療費通知を活用しましょう

医療機関を受診した人には、年4回、医療費通知を郵送しています。
 自己の窓口負担額（1割～3割）を確認するとともに、残り（9割～7割）は保険者（市国保）が負担していることを再認識し、医療費の節約に努めましょう。

②ジェネリック医薬品を使いましょう

慢性疾患等の薬を服薬している人でジェネリック医薬品の利用が可能な人は、医師、薬剤師に相談のうえ、使いましょう。1か月当たりの自己負担額の差額に300円以上効果が見込まれる人に、平成24年10月から差額通知を郵送しています。1か月の差額は少なくとも一生では大きな節約になります。

③かかりつけ医を持ちましょう

家族全体の病歴や体質を知っているかかりつけ医があると安心です。病気全般の相談をすることができ、必要な場合は適切な医療機関への紹介状も書いてもらえます。

④重複・頻回受診はやめましょう

医師の紹介を受けず、自己判断でいくつもの医療機関を受診するのはやめましょう。重複受診をすると、その度に初診料がかかるだけでなく、何度も検査や処置、投薬などを行うことにより、体にも負担がかかります。治療に対する不安や疑問があれば、かかりつけ医に相談してみましょう。また、かかりつけ薬局やお薬手帳を活用し、薬の重複や飲み合わせに注意しましょう。

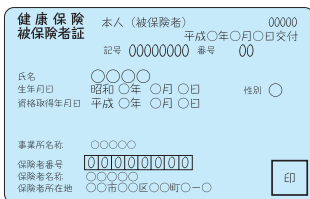
⑤休日や夜間の受診はひかえましょう

軽症な人の救急医療機関への受診により、緊急性の高い患者への治療に支障をきたすことがあります。
 また、診療時間外の診療には加算金がかかり、医療費も高くなります。緊急性の高い患者が安心して医療を受けられるように、軽症の人は、休日・夜間の受診は控えましょう。

社会保険に加入したら必ず手続きを！

社会保険に加入した場合、国民健康保険は自動で喪失されないため、市役所への手続きが必要です。社会保険に加入してから、国民健康保険証で医療機関を受診してしまった場合には、医療費を返還していただくことがあります。

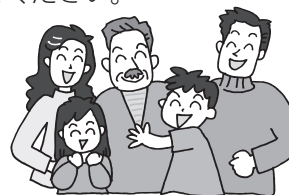
社会保険証をもらったら、忘れずに国民健康保険喪失手続きを市役所で行いましょう。



社会保険の被扶養者になれる人はいませんか

国民健康保険加入者で、年間の収入額が扶養認定基準（60歳未満の人は年間130万円、60歳以上又は障害厚生年金受給者は180万円）未満の人は、家族の社会保険の扶養になれる可能性があります。被扶養者は、保険料がかからないだけでなく、健康保険組合独自の付加給付制度がある場合もあります。

被扶養者の認定手続きについては、家族の勤務先にお問い合わせください。



【運営主体】
 埼玉県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村で構成）

【歳入】
 現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援金で約4割が賄われ、公費（国34%、県8%、市町村8%）で5割、残りの1割を加入者の後期高齢者医療保険料で賄っています。

○平成24年度の加入状況

被保険者数 (加入者)	埼玉県全体	643,126人
◇本庄市	8,846人	
保険料	収納額	496,892千円
医療費	埼玉県全体	536,583,551千円 【1人当たりの医療費 834,337円】
	◇本庄市	7,871,599千円 【1人当たりの医療費 889,848円】

【被保険者】
 75歳以上の人が及び65歳から74歳の人で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

75歳からの医療保険は「後期高齢者医療制度」です